

役場で不動産相談

幸田 宅建協会西三支部と協定

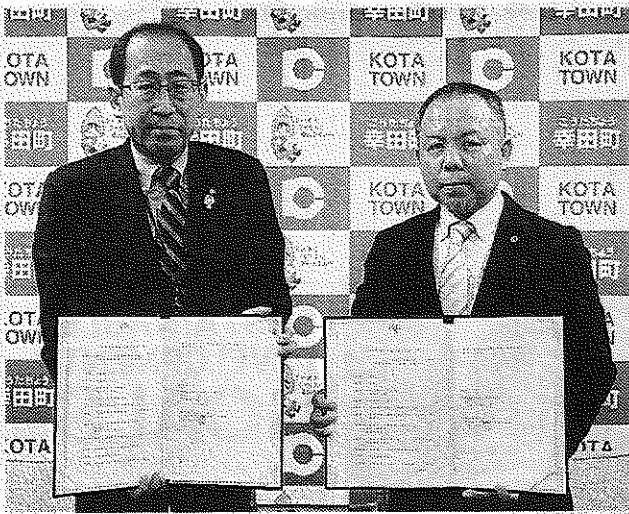
幸田町と公益社団法人愛知県宅建物取引業協会西三河支部は18日、同町役場で不動産相談事業に関する協定を結んだ。

締結により、4月から町民が役場で同支部所属の宅建物取引士に不動産に関する相談ができる。毎月第1金曜（1、8月を除く）の午後1～4時に、町内や近隣市在住の宅建士6人が相談員として1日に2人ずつ参加。町内の空き家、老朽化した建物の維持管理、不動産売買、耕作放棄地の活用などについて相談できる。

成瀬敦町長は「町の

人口が増える中で、安全安心で子育てしやすい場所をさらに探していきたい。いい土地を

探して住民がよい所に住める仕組みづくりを進めていきたい」、中村征幸支部長は「多くの町民に来庁いただき、柔軟で安全安心な取引ができる相談窓口にしたい。誠心誠意取



不動産相談事業に関する協定書を取り交わす
成瀬敦町長（左）と中村支部長＝幸田町役場で

り組む」とそれぞれ述べた。